

市第 138 号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 2 月 14 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年 3 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第20条の 7 第 1 項中「）第 154 条」を「。以下「国民保護法」という。）第 154 条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」に改め、「含む。）」の次に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第 1 項」を加え、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 154 条」を「国民保護法第 154 条」に、「、武力攻撃災害等派遣手当。以下同じ」を「武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条において準用する場合にあっては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当。以下「災害派遣手当等」という」に改め、同条第 2 項中「災害派遣手当の額は」を「災害派遣手当等の額は」に改め、「（昭和37年自治省告示第 118 号）」の次に「（大規模災害からの復興に関する法律第56条第 1 項に規

定する災害派遣手当にあっては、災害派遣手当の額の基準を定める件（平成25年内閣府告示第 204 号））」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

災害派遣手当に関する規定の整備を図るとともに、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設するため、横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の給与に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（給料）

第 2 条 給料は、職員の正規の勤務時間による勤務に対し、支給される報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、日直手当、宿直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）を除いたものとする。

（第 2 項省略）

（災害派遣手当等）

第 20 条の 7 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 15 条又は 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条において準用する場合を含む。）又は 大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項の規定による市に派遣された職員が住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合には、当該職員に災害派遣手当（国民保護法第 154 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 154 条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 44 条において準用する場合以下同じ

にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当。以下「災害派遣手当等」という。) を支給する。

- 2 災害派遣手当等の額は、当該職員の滞在期間及び利用施設の区分に応じ、災害派遣手当の額の基準を定める件（昭和 37 年自治省告示第 118 号） （大規模災害からの復興に関する法律第 56 条第 1 項に規定する災害派遣手当にあつては、災害派遣手当の額の基準を定める件（平成 25 年内閣府告示第 204 号）） に定める額とする。

（第 3 項省略）